

財 関 第 1047 号
平成 27 年 10 月 13 日

(各) 税関長 殿
沖縄地区税関長 殿

財務省関税局長 佐川 宣寿

「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に係る米麦等の輸入通関の際に
おける取扱いについて」等の一部改正について

農林水産省設置法の一部を改正する法律（平成 27 年 5 月 29 日法律第 30 号）
その他の農林水産省の組織再編関係法令の施行に伴い、農林水産省生産局長から
の通知に基づき「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に係る米麦等
の輸入通関の際における取扱いについて（平成 11 年 3 月 31 日蔵関第 256 号）」
等の一部を下記のとおり改正し、平成 27 年 10 月 13 日から実施することとした
ので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

第 1 「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に係る米麦等の輸入通關
の際における取扱いについて（平成 11 年 3 月 31 日蔵関第 256 号）」の一部
を次のように改正する。

別紙 1 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲
げるよう改める。

第 2 「関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）」の一部を次のよ
うに改正する。

別紙 2 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲
げるよう改める。